

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 133)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書		※整理番号	
		※課税/非課税			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	(フリガナ) 法人名	納税地	〒 電話() -	※整理番号 ※課税/非課税
	〒 電話() -	(フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所	〒 事業種目	
(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載) 本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話() -	(フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所	〒 事業種目	業	整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算について、 租税特別措置法施行令 第33条第4項 第39条の78第3項 の規定により下記のとおり申請します。 記					
分割承継法人	法人名 納税地 代表者氏名	法人名 納税地 代表者氏名	分割型分割の日 年 月 日	分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買戻すこととなった特定電子計算機の種類	特定電子計算機の種類
分割型分割の日	年 月 日	分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買戻すこととなった特定電子計算機の種類	特定電子計算機の種類	分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員	人
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)					
添付書類					
税理士署名押印					
※ 税務署処理欄					
部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	

15.00 改正

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 128)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書		※整理番号	
		※課税/非課税			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	(フリガナ) 法人名	納税地	〒 電話() -	※整理番号 ※課税/非課税
	〒 電話() -	(フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所	〒 事業種目	
(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載) 本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話() -	(フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所	〒 事業種目	業	整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法について、租税特別措置法施行令第32条の12 第4項の規定により下記のとおり申請します。 記					
分割承継法人	法人名 納税地 代表者氏名	法人名 納税地 代表者氏名	分割型分割の日 年 月 日	分割承継法人に移転する事業 特定電子計算機の種類	特定電子計算機の種類
分割型分割の日	年 月 日	分割承継法人に移転する事業 特定電子計算機の種類	特定電子計算機の種類	分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員	人
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)					
添付書類					
税理士署名押印					
※ 税務署処理欄					
部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	

14-07

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 133)</p> <p style="text-align: center;">分割型分割による特別買戻損失の発生割合の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、製造業者等（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第57条第1項・第68条の50第1項に規定する法人をいいます。）が単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人で、分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、当該分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における特別買戻損失の発生割合の計算について、措置法施行令第33条第4項・第39条の78第3項の規定により分割法人が税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割型分割の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人」の各欄には、分割承継法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった特定電子計算機の種類」の各欄には、分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった措置法施行令第33条第4項・第39条の78第3項の特定電子計算機の種類をそれぞれ記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「添付書類」欄には、分割計画書又は分割契約書の写し等を記載し、当該計画書等を添付してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 128)</p> <p style="text-align: center;">分割型分割による特別買戻損失の発生割合の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、製造業者等（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第56条の4第1項に規定する法人をいいます。）が分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、当該分割型分割の日を含む事業年度以後の各事業年度における特別買戻損失の発生割合の計算について、措置法施行令第32条の12第4項の規定により分割法人が税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割型分割の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「分割承継法人」の各欄には、分割承継法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった特定電子計算機の種類」の各欄には、分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった措置法施行令第32条の12第4項の特定電子計算機の種類をそれぞれ記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「添付書類」欄には、分割計画書又は分割契約書の写し等を記載し、当該計画書等を添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p>